

田川市子どもの居場所づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の力をいかし、支援を要する子どもの健全な育成を図るため、子どもの居場所づくり事業を実施する市内の団体に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、田川市補助金交付規則（平成9年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において、本市に居住する生活困窮者の属する世帯、ひとり親家庭その他の支援を必要とする世帯に属する18歳未満の子どもの居場所づくりを行う事業であって、別表第1の事業内容の欄に掲げる事業に応じ、それぞれ、実施頻度の欄及び利用者数の欄の要件を満たすものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、子どもの居場所づくり事業を行う団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 活動拠点を市内に有し、市内において活動を行う団体であること。
- (2) 構成員のうち5人以上が満18歳以上であること。
- (3) 組織運営に関する規約、会則等を有していること。
- (4) 補助対象事業を継続して実施するための物的体制及び人的能力を有すること。
- (5) 別表第1に定める食事を調理し、提供する事業にあつては、事業の開始前に田川保健福祉事務所に食事の調理及び提供に関する事項について相談し、必要に応じて給食開始届を提出しているほか、田川保健福祉事務所の指導又は助言を受けていること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 活動内容が公序良俗に反しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する団体でないこと。
- (9) 社会福祉法人にあつては、事業実施年度において社会福祉充実残額がないこと。

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は、次のとおりとする。

(1) 運営費補助金

(2) 感染症予防対策費補助金

(補助対象経費及び補助金交付額)

第5条 運営費補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち別表第2の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。

2 補助対象事業に係る運営費補助金の交付額は、別表第2の補助基準額の欄及び別表第3運営費補助金交付限度額の欄により算出した額と補助対象経費から収入額を控除した額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3 感染症予防対策費補助金の交付額は、補助対象団体が新型コロナウイルス感染症予防対策（以下「感染症予防対策」という。）を実施した期間に応じて、別表第3の感染症予防対策費補助金交付額の欄に定める額とする。

(交付の制限)

第6条 補助金の交付は、1年度につき1団体1事業とし、同一団体への交付は、総額60万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、田川市子どもの居場所づくり事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体概要調書（様式第4号）

(4) 補助対象団体の要件に該当することを明らかにする書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、田川市子どもの居場所づくり事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）又は田川市子どもの居場所づくり事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号の2）により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)

は、事業内容を中止又は変更しようとするときは、あらかじめ田川市子どもの居場所づくり事業変更等申請書(様式第6号)に第7条各号に掲げる書類のうち変更のある書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、田川市子どもの居場所づくり事業変更等承認通知書(様式第7号)又は田川市子どもの居場所づくり事業変更等不承認通知書(様式第7号の2)により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに、田川市子どもの居場所づくり事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、田川市子どもの居場所づくり事業費補助金確定通知書(様式第11号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付等)

第13条 補助金の交付は、概算払とすることができる。

- 2 補助対象者は、補助金を請求するときは、田川市子どもの居場所づくり事業費補助金交付(概算)請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による概算払をした場合で、精算時に過払いが生じたときは、

過払いした額を返還させることができるものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は報告により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を決定した事業の全部又は一部を実施しなかったとき。
- (3) 補助金を交付決定した事業以外のものに使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(助言及び指導)

第15条 市長は、必要と認めるときは、補助対象者に対し、助言及び指導を行うものとする。

(関係書類の整理等)

第16条 補助対象者は、補助金の交付を受けた事業に係る予算と決算との関係を明らかにした帳簿を作成するとともに、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、補助金の交付を受けた会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、改正後の田川市子どもの居場所づくり事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行し、改正後の田川市子どもの居場所づくり事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

事業内容	実施頻度	利用者数
子どもが集い、交流する場の提供及び子ども同士の交流の促進に関する事業	おおむね週 1 回以上	1 回当たりおおむね 5 人以上
学習指導及び相談、進学相談等に関する事業	おおむね週 1 回以上	1 回当たりおおむね 5 人以上
食事を調理し、提供する事業	おおむね月 1 回以上	1 回当たりおおむね 5 人以上

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費		補助基準額
運営費	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業に係る保険の保険料 2 ボランティアに係る謝礼金及び交通費 3 会場の使用料 4 消耗品費 5 教材費 6 会議の開催に係る費用 7 食事の調理提供に係る食材費用 8 その他市長が事業の運営に必要と認める経費 	ボランティアに係る謝礼金及び交通費は、1 回当たり 1 人合計 1,000 円を限度とする。

別表第3（第5条関係）

事業実施期間	運営費補助金交付限度額	感染症予防対策費 補助金交付額
1か月	10,000円	
2か月	20,000円	
3か月	30,000円	10,000円
4か月	40,000円	
5か月	50,000円	
6か月	60,000円	
7か月	70,000円	20,000円
8か月	80,000円	
9か月	90,000円	
10か月から12か月まで	100,000円	

備考 事業実施期間の1か月とは、月の初日から末日までの期間をいう。